

平成23年鞍手町議会第6回臨時会会議録（第1号）						
平成23年 11月25日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開閉会日時 及び宣告						
開 会 開 議			議 長			
平成23年11月25日 午後1時00分			川野高實			
閉 会 開 議			議 長			
平成23年11月25日 午後1時38分			川野高實			
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 13人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 0人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名議員	8	須藤敏夫	9	久保田正之		

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成23年第6回鞍手町議会臨時会議事日程

11月25日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を
改正する条例

平成23年11月25日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成23年第6回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において8番議員 須藤敏夫君及び9番議員 久保田正之君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第76号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第76号について提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第76号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

人事院勧告に基づくこの改正条例は、給料表の改定及び官民格差の調整措置のため12月1日に施行するものであります。

以上が、日程第3 議案第76号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第76号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○11番 宇田川 亮君

1つは組合との調整もついているということは聞き及んでいますが、どのような内容で合意に達したのかということをお聞きしたいと思います。

今回の人事院勧告では、また引き下げという形になっています。普通は上がった場合は4月に遡って遡及するということですが、この間マイナス改定が何度かありましたが、それについて、マイナスでも4月に遡って引くというようなこともやられて来たと思いますが、今回はどうされるのか。

職員の生活も見て行かないといけないという意味で言えば、後から引かれて、しかも遡って引かれれば、それでは生活設計が成り立たないということもありますので、その点はどうなっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

組合との協議ですが、11月1日に第1回目を行いまして、16日までに7回の協議を行っています。

その中では、本年度の人事院勧告に基づく措置を行うこととして執行部より提案をいたしました。協議の中では、給与表の改定と調整措置につきましては、従来どおり人事院勧告の基本に基づいて調整をするというところで、組合の方も了解をいたしています。

今年度人事院勧告で示されています減給保障の廃止、昇給抑制措置の回復措置につきましては、様々な各団体で取り扱いがいろいろと混迷している部分もありますが、10月28日に総務大臣より通知がありまして、その中で今年度は国に於いては人事院勧告に基づく給与改定は行わないということが発表されたわけですが、それと合わせて人事委員会を置かない市町村においては、各都道府県の調査の結果或いは勧告内容等も踏まえて、こういったものを参考にしながら、地域の実情に応じた形で措置をするようにということが通知されました。

こういったことも踏まえまして協議を重ねた結果、減給保障については福岡県の勧告にあります取り扱いに準じて行うこととしています。

2番目の引き下げの調整措置ですが、これは昨年も同じような形でありましたが、遡ってという形に見えますが年間での調整という形で、この人事院勧告の給与改定が行われる調査の時点が4月1日ということでございますので、その時点からの分について調整をするという調整措置という形で言われています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

調整措置と言われても、やはり月々の給料を頂いて、それによって生活しているし、ローン等の支払いもあるわけです。後になって調査したのが4月1日だからといって、それを遡って引くというのは、生活設計をどう立てていいのかという形になります。その辺は是非考えて頂きたい、毎回同じように遡って引くということは止めて頂きたい。

ラスパイレスの関係ですが、鞍手町のラスは低いというようなことをずっと言われ続けて、これは執行部も認めて来たわけです。そういった中で今回も県の勧告に基づいてという形で、そのまま引き下げということでは、何時まで経っても良くなるのではないのでしょうか。しかも町独自でも引き下げとかもやって来ている中で、鞍手町の職員の今後のやる気等も含めて、ここは翌々考えたものをして頂かないと困ると思います。

今後の考え方についても是非教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

本松副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目の4月までに遡及するという部分についても組合と十分協議して合意を頂いたということで、今回も同様のことの対応をして行きたいということでございます。

ラスパイレスの件でございますが、先程総務課長が答弁しました減給保障の廃止と、昇給抑制の回復措置の部分については、県が実施すれば42歳未満の方については1号俸アップということになります。これはあくまでも県の妥結状況によって対応すると。この件について組合と合意を頂いています。

今後についてですが、今言われますようにラスパイレスの件もでございます。これについては組合と今後も鋭意協議して行こうということで、現段階ではそういう方向性で話をいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

もう1点お聞きします。

前回の給与改定の時もお聞きしましたが、国家公務員でも1998年から13年間の平均給与額が年間で72万円引き下がっています。前回お聞きした時、鞍手町では既に大きい人で年間80数万円のマイナスだったと思います。

そういう生活のことを考えれば、全てに於いて人事院のそのまま鵜呑みにして行くということはいかがかなと思います。今回のマイナス改定も含めて、どの位の引き下げになるのかというのを、今は準備されていないと思いますが、毎年の引き下げ分、引き上げも含めて、過去10年間分の分を出して頂きたいと思います。

そういったものを是非提出して頂きたいと思います。その点についてお願いします。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

過去10年間の分の資料ということのお話にありましたが、その分については手元に用意をしていません。本年度の条例改正によりましての影響額についてのみご報告いたします。

給料表の改定によりまして一般会計で166万7千円。全会計で313万円の減額ということになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時13分

再会 13時34分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第3 議案第76号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○総務文教委員長 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第6回臨時会を閉会します。

閉会 13時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 須藤敏夫

議員 久保田正之